大田市告示第31号

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱(平成27年大田市告示第60号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

大田市長 楫 野 弘 和

第4条を次のように改める。

(補助対象経費)

- 第4条 補助対象経費は、木質燃料活用機器(木質燃料のみを使用する機器に限る。)の設置に要する次の各号に掲げる費用を合計して得た額とする。
 - (1) 木質燃料活用機器を構成する次に掲げる機器の購入費
 - ア 本体(5万円以上で未使用品に限る。)
 - イ 煙突装置
 - ウ 配管及び附帯設備
 - (2) 木質燃料活用機器の設置に係る工事費 様式第1号を次のように改める。

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

〒 −

申請者 住所

氏名 (団体名及び代表者氏名)

電話

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補	助	金	<i>(</i>)	名	称	大田市木質燃料,沃田燃界道	7.促准重業费補助会				
	,, _ , , , , , , , , , , , , , , , , ,										
						ペレットストーブ・薪ストーブ・ペレットボイラー					
(V	・ずぇ	れ か	O 7	・ 囲 む	?)	薪ボイラー・その他(
						【メーカー名】					
木質	[燃 彩	活 用	機	器の種	重類	【機種・製品名】					
						【最大熱出力】 kcal					
木質	燃料	舌用機	器の	設置場	揚所						
木質	燃料活	用機器	設置	に係る	経費		ш				
		[A] +	(B)				円				
木質燃料活用機器設置に係る経費内訳											
		項	∃			金額 (税込)	備考				
補			本体			Ш					
助	(5万	円以上,	で未使	用品に限	る)	円					
対		煙	突装置	置		円					
象		配管及	び附着			円					
経	計	设置に依	 系るエ	事費用		円					
費		小	計【』	A]		円					
補						円					
助						円					
対						円					
象						円					
外						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
経						円					
費		小	計【]	В]		円					

補	助	金	の	交	付	申	請	額	[A]	× 1 /	/ 3	(千円未満切捨て)) × 2	(上限187	万円)	円
丰刀			約		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<u> </u>		者	所る	生 地						
契			ボソ	業				1	名	称						
施			工.		***	4		者	所る	生 地						
旭					未	業		11	名	称						
設	置	工	事	の	着	手	及	び	着	手	11.	年	月		日	
完	了	*	予	定	年	Ė	月	日	完	了	•	年	月		日	
備								考								
添付	添付書類									3	}	工事着手前の写	子真			
1	1 工事見積明細書									4	Į	滞納のない証明				
2	2 木質燃料活用機器の仕様等が確認できるカタログ等の写し									[*] 5	5	その他市長が必要と認める書類				
※ I	※申請事項審査結果(担当課)															

注 ※印の欄は記入しないこと。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。